

平成22年1月19日開催

全 員 協 議 会 資 料

協議事項

1. 議会の附属機関の設置について
2. 平成22年度一般会計予算の対応について
3. 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金について

議会事務局

1. 議会の附属機関の設置について

議会基本条例第20条の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するものとする。

(1) 目的

議会基本条例の検証・見直し及び議員定数・歳費に関する事項並びに議会評価に関する事項等の調査審議と議会への意見を提言すること

(2) 設置条例（案）

別紙1のとおり

〔委員報酬は、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、3,000円（日額）とする。同条例の改正は、町長との協議が必要。〕

(3) 関連予算

- ・報酬 45,000円（5人×3回×3,000円）
 - ・費用弁償 15,000円（5人×3回×1,000円）
 - ・旅費 90,000円
（札幌～函館JR・函館～福島公用車、1泊2日、3回分）
- 計 150,000円

2. 平成22年度一般会計予算の対応について

町は、まちづくり基本条例及び議会基本条例に基づいて予算から決算・行政評価（事務事業評価）に至る一連の内容を効率的で分かりやすい様式に改善し、平成22年度一般会計予算から「目」を単位として、事務事業を仕分けした「事務事業予算」とする方針です。各事務事業が予算から行政評価まで一体のものとして整理されることで、議会としても各段階の議論・監視（評価）がより深まることに繋がっていくものと考えています。

- (1) 事務事業数 約343件（1目当たり平均2.3件）
- (2) 様式等 ①予算説明書をA4判（横）に変更（別紙2）
②説明資料を別に作成（別紙3）
- (3) 対象 一般会計のみとし、特別会計等は従前同様とする

3. 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金について

別紙4のとおり

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例（案）

（設置）

第 1 条 福島町議会基本条例（平成 21 年福島町条例第 11 号。以下「基本条例」という。）第 20 条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

（所掌事項）

第 2 条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じて調査審議し、議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 基本条例の見直しに関する事項
- (2) 議員定数・歳費に関する事項
- (3) 議会評価に関する事項
- (4) その他基本条例に関する事項

（組織）

第 3 条 諮問会議は、委員 5 人で組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第 6 条 諮問会議は、会長が召集する。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務）

第 7 条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 一般管理費	55,507	54,625	882			1,693	53,814
						諸収入	

別紙2

区分	金額	説明	金額
1 報酬	2,771	一般管理費	27,494
		1 連絡員報酬	2,663
4 共済費	946	4 社会保険料	898
		4 労働保険料	48
7 賃金	3,426	7 臨時職員賃金	3,426
		8 各種報償費	117
8 報償費	117	9 連絡員費用弁償	40
		9 普通旅費	1,522
9 旅費	2,350	9 陳情旅費	68
		9 職員旅費	250
10 交際費	1,170	9 同行旅費	32
		10 交際費	1,170
11 需用費	13,391	11 消耗品費	1,930
		11 記録代	100
12 役務費	6,738	11 購読料	75
		11 コピー代	2,046
13 委託料	18,950	11 食糧費	157
		11 印刷製本費	363
14 使用料及び賃借料	721	12 通信運搬費	5,954
		12 広告料	200
		12 クリーニング代	10
19 負担金・補助及び交付金	3,927	12 総合賠償補償保険料	447
		12 各種手数料	27
		13 消防用設備等総合点検保守委託料	182
22 補償・補てん及び賠償金	1,000	13 電子計算機データ作成委託料	1,575
		13 電子計算機システム運用委託料	1,386
		13 電子計算機システム変更委託料	221
		14 テレビ受信料	71
		14 車輛借上料	31
		14 電話交換機使用料	291
		14 複写機借上料	328
		19 福祉協会負担金	224
		19 北海道町村非常勤職員公務災害補償組合負担金	642
		22 災害補償費	1,000
		各種委員会運営費	144
		1 情報審査会委員報酬	9

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 文書広報費	1,255	1,266	△11			60	1,195
						諸収入	

節		説明	千円
区分	金額		
		1 表彰審議委員会委員報酬	30
		1 特別職報酬等審議会委員報酬	21
		1 国民保護協議会委員報酬	48
		9 情報審査会委員費用弁償	3
		9 表彰審議委員会委員費用弁償	10
		9 特別職報酬等審議会委員費用弁償	7
		9 国民保護協議会委員費用弁償	16
		渡島町村会費	1,503
		19 渡島町村会費	895
		19 渡島町村会特別会計負担金	608
		加入団体費	1,084
		19 加入団体負担金	238
		19 各種協会負担金	176
		19 各種負担金	670
		町内会連合会助成費	315
		19 任意団体助成金	315
		職員研修費	402
		9 研修旅費	402
		庁舎管理費	24,406
		11 燃料費	2,386
		11 光熱水費	5,604
		11 修繕費	730
		12 検査手数料	80
		12 し尿浄化槽定期検査手数料	20
		13 エレベータ保守点検委託料	580
		13 し尿浄化槽清掃等委託料	973
		13 ボイラー点検等委託料	484
		13 施設総合管理業務委託料	12,600
		13 白家用電気工作物保守点検委託料	191
		13 自動ドア保守点検委託料	184
		13 消防用設備等総合点検保守委託料	574
		水道メーター器改良事業費	159
		19 水道メーター器改良工事負担金	159
9 旅費	30	9 普通旅費	30
		11 消耗品費	25

記載例(イメージ)

別紙 3

■平成22年度予算特別委員会資料要求共通様式 課名 議会事務局 グループ 議会グループ NO 1

単位:千円

予算書 ページ	新継	款・項・目	事業予算名	予算額			財源	事業の目的・期待する効果・主な新細節の積算及び内容など
				本年度	前年度	増減		
P50 ～ P51	継続	1.議会費 1.議会費 1.議会費	議会運営費	34,298	(33,342)	956	使用料1 一般34,146	【事業目的】経常的議会運営の事務 「主な増減」諮問会議報酬45(5人、3回)、期末手当682、諮問会議費用弁償15(5人、3回)、委員旅費90(札幌市内1泊2日、3回)、旅費149(市町村アカデミー研修112)
			会議録調整費	2,223	(1,982)	241	保険料負担 金収入214	【事業目的】会議録調整に関する事務(臨時職員1名) 「主な増減」共済費67、賃金174千円(期末手当年間30日分増)
			情報公開費	669	(372)	297		【事業目的】議会情報の共有に関する事務(HP・中継・広報紙) 「主な増減」需要費159(議会だより38P→64P)使用料155(議会中継に係る回線料他)、
			計	37,190	35,696	1,494		

地域活性化・きめ細かな臨時交付金について

1. 目 的

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)において、「電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。」とされたことを踏まえ、平成 21 年度第 2 次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設。

2. 交付対象者

都道府県及び市町村

3. 交付限度額

○第 1 次交付限度額見込（福島町分）
86,065 千円

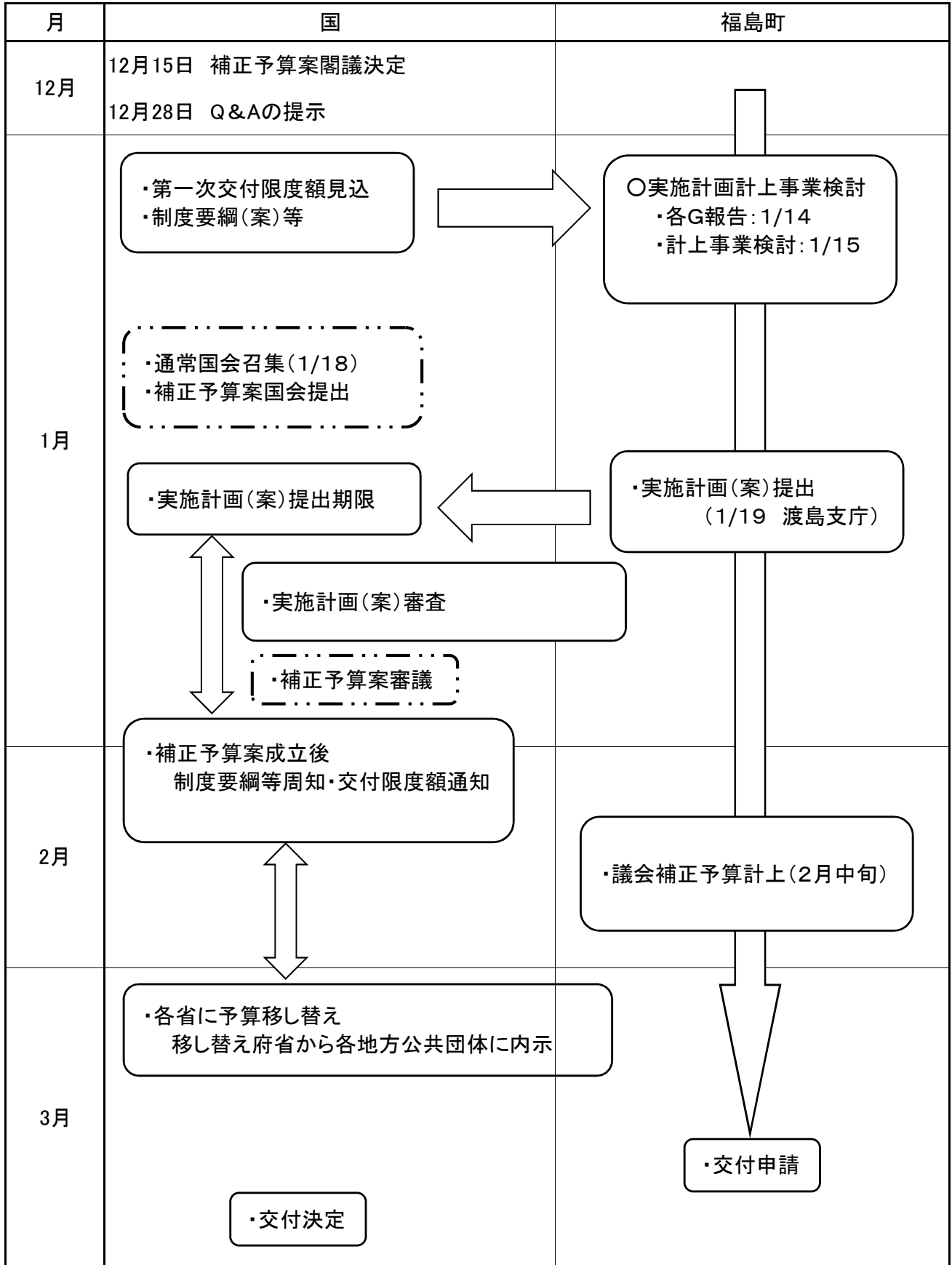
4. 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体が、地域の活性化に資するきめ細かなインフラ整備事業（緊急経済対策の趣旨に沿った事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業とする。

○地方単独事業

橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る事業とすることとし、いずれも平成 22 年 1 月 1 日以降に地方公共団体の予算に計上され、実施される事業に限る。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る作業スケジュール



地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。」とされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設。

1 平成21年度第2次補正予算計上額 5000億円

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法：実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額：地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じた外形基準に基づいて、総額のうち、4500億円につき第一次交付限度額を設定。残りの500億円は(2)の合計額が第一次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分

4 使途

- 実施計画に掲載された、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備などのような本緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業（平成22年1月1日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る）
 - ・ 国庫補助事業（公債発行対象経費、法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く）
 - ・ 地方単独事業（橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る事業）